

生活知恵袋

せいかつちえぶくろ

103

Vol.

今月のテーマ 老後を準備する

さて、先月号では「先ずは現状把握をしていただきたい」と宿題を出させていただいたが、やっていただけたらどうか。バケツを持って立っていただく方は一体どれくらいいるのだろうか？たぶん、そんなに多くはないと思うのだが…!?

宿題というと、子供のころ宿題を忘れてよく立たされたものだが、立たされても“どこ吹く風”、ぜんぜん応えなかったものだ。なぜなら、立っているのは私だけではなく、結構な仲間がいたからである。それも忘れたのではなく、やらなかつただけだ。完全な確信犯だったのだ。学校が終わるや否や家にまっすぐ帰ることは無かつたし、“横断歩道みんなで渡れば怖くない”のごとくであるが、良い子の皆さんは決してマネしないでほしい。

しかし、宿題っていやなものだ。なんで半ば強制されるような形で勉強しなければならないのだ。強制されるとなおさらやる気がおきてこない。ん…!強制されなければ自主的にやるかという、これまた難しい、結局どっちにしたってやらないのか…。どっちだって一緒か。やってもやらなくても大した変わりもない、まいっか。

さて、ここまでは学校の宿題での自分の反省だが、問題は学校の宿題ではなく、自身の将来にダイレクトに関わってくる宿題だ。余談が多くなったが、宿題を“やる・やらない”などと悠長に構えている場合ではない。

日本の社会では、“長男・長女が親の老後の経済を見る”ことが普通に続いて来たが、今のご時世、子供への依存は難しい。老後の経済を自立するためにも、この度の宿題(現状把握)は将来を展望する上で大前提なのである。宿題などややくいことを言っただけに面倒くさいことになったかもしれないが、他人から指摘されるまでもなく、自ら考えねばならないことだ。



●宿題の結果は如何に!

宿題をやってみた方の結果はいったいどんなだったろうか？現状が分かつて安心した人、問題・課題が発覚し対策が必要とされる人、ますます分からなくなってしまった人。それぞれの現状は異なる筈だし、今後の課題もおのずと異なってくる。何れにしても、今回の宿題の提起は、即座の解決を図るのではなく、将来設計のスタートラインに立つことが目的だ。

スタートラインに立った後、その先のゴールに至るまでの道筋も、必要とする準備金額はまちまちの筈。ゴール地点とする金額が見えてさえいれば、そこから逆算的に必要とされる準備を開始すれば良い。しかし、ゴール地点はみえたものの道筋が見えない方や、ゴール地点そのものが見えなくなる方も少なくない筈だ。宿題を出しておいて、今更こんな言い方するのも冷たく聞こえてしまうかもしれないが、今回の宿題が簡単ではないことは、出した本人がある程度予測してのことだ。要は、それぞれの方が自身の将来に真摯に向かい合うこと、問題の存在に気付くことが目的だ。そう、スタートラインに立つことが必要だからだ。

●新年というスタートライン

ここまで書いていて、今回の号は1月号だということに気がついた。みなさん、「あけましておめでとぅございませう」本年もよろしくお願い申し上げます。本来であれば冒頭に述べるあいさつではあるが、師走のドタバタの中にあつて、今から文脈をいじるのも面倒だし、失礼をお許しいただきたい。お正月らしさは年々薄れつつも、1年の計は元旦



齋藤 廣勝 (さいとう ひろかつ)
株式会社トータルライフサポート代表取締役
・CFP®ローティファイドファイナンシャルプランナー
・1級ファイナンシャルプランニング技能士
・日本商工会議所 年金・退職金等認定講師
・住宅ローンアドバイザー
・金融広報アドバイザー

保険と暮らしの相談センター

あなたの夢の実現へのお手伝い!!

相談メニュー

- ☑ 家計の総合診断(ライフプラン)
- ☑ 保険加入・見直し(生命保険・損害保険)
- ☑ 住宅取得、住宅ローンの見直し
- ☑ 子どもの教育資金計画
- ☑ 年金・老後資金計画

相談料は無料です!!

お気軽にご相談ください。

株式会社 トータルライフサポート
〒010-0916 秋田市泉北3丁目17-22
●営業時間/9:00~18:30 ●定休日/水曜日

TEL 018-827-7611
FAX 018-827-7610
URL http://tls-akita.co.jp

詳細はホームページでもご覧いただけます。

にあり！新年を迎えるにあたって、将来設計のスタートラインに立つということは、実に良いタイミングでもある。人が何かを始めるにあたっては、何かきっかけがあった方が始めやすい。特に、この度のテーマは誰もが避けては通れない問題だけに、その優先順位は高い。「新年」だけに、「信念」を持ったスタートを切っていただきたいものだ。

●年金額の平均と生活費

厚労省の調べによると、平成27年度の年金の平均受給金額は表1の通りだが、あくまで平均値であり、加入する年金の種類や加入期間によって当然にその金額は異なってくる。全国平均がこの金額なので、秋田県の収入をベースにすると下方修正が必要かもしれない。宿題をやった方は、ある程度の年金額は把握できたかもしれないが、やれなかった人、分からなかった方は参考にしていただきたい。

表1

| 世帯 | 加入者例 | 年金の種類 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|----|--------|--------|----------|----------|
| 独身 | 自営業者 | 国民年金加入 | 64,400円 | 65,008円 |
| | サラリーマン | 厚生年金加入 | 154,666円 | 156,499円 |
| 夫婦 | 自営業者 | 国民年金加入 | 128,800円 | 130,016円 |
| | 専業主婦 | 国民年金加入 | | |
| | サラリーマン | 厚生年金加入 | 219,066円 | 221,507円 |
| | 専業主婦 | 国民年金加入 | | |

さて問題は、年金受給額が把握できた後だ。年金額が必要とする生活費に届くかどうかだ。もし、独身で国民年金のみだと月額6万5008円、夫婦2人も国民年金だけだとすれば、6万5008円×2＝13万0016円、表にはないが夫婦2人がサラリーマンで同程度の収入であったとすれば15万6499円×2＝31万2998円となる。しかし、この額面の全てが使えるお金(手取り)という訳ではなく、ここから、健康保険料や税金などが差し引かれる。これらを踏まえて、年金の手取り収入と生活費を対比させた上で、足りるか足りないかを判断しなければならぬ。さらには、次のような日常生活費以外の支出も考慮しなければならない。

- ①医療・介護費用 ②住宅修繕費
- ③耐久消費財の買換え(テレビ・冷蔵庫など)
- ④マイカーの買換え ⑤その他

生活費およびその他の支出額は、それぞれの世帯によっても当然に異なる。それまでの勤労収入も高く、年金額が多い世帯は安泰かという、必ずしもそうではない。世帯収入が高いと消費支出も高止ま

りしている傾向があるし、油断はできない。ここまできると、なんだか気が重くなってしまいそうだが、何度か言うようで恐縮ではあるが、避けては通れない問題なのである。

●定年と年金受給開始

年金の受給開始年齢はかつて60歳からだったものが、段階的に繰り下げられ、男性は昭和36年4月2日以降生まれ、女性も昭和41年4月2日以降生まれの方は65歳以降でなければ受給できない。もし、60歳定年で、その後の継続雇用も再就職もしなければ、5年間は完全な空白域になってしまう。また、夫婦の年齢に違いがあれば、その間は片方の年金額のみとなることも考慮しなければならない。定年後から満額の年金受給までの間に、一部もしくは全部の空白域があるとすれば、そこをどう埋めるかは、とりわけ重要になる。退職金や預貯金の取り崩しで過ごせるのか、仮に5年間は乗り越えたとしても、その後の生活にしろ寄せはないのかを判断しなければならぬ。もし、5年間の空白域を預貯金等を取り崩すとすれば、1年あたり250万円の生活費として、5年間では1250万円を必要とする。

●老後資金の財源

60歳時の金融資産額と年金受給スケジュールを重ね、それぞれの年の収支(いくら足りないか)と金融資産残高を、時系列で把握しなければならぬ。将来収支を展望する上での財源は、何も公的年金に限ったことではない。預貯金、有価証券、財形貯蓄、退職金、個人型確定拠出年金、個人年金、企業年金などだ。

- ①確定給付企業年金(規約型・基金型)
- ②確定拠出年金
- ③厚生年金基金
- ④税制適格退職年金
- ⑤中小企業退職金共済制度・特定退職金共済制度
- ⑥自社年金

年金の体系を見ると、1階部分は国民年金、2階部分は厚生年金、そして3階部分に相当するのがこれらの企業年金だ。この、3階部分がありながら、意外にもその受給金額を把握できていない方が少なくない。会社の福利厚生を担当者に、その仕組みと

見込み額を確認することが必要だ。それに、大きな声では言えないが、人によっては「へそくり」などがあったりする。へそくりは、奥様がこっそりと別口座に持っていたり、夫が給与からちよるまかしていたりと、表に出てこない、いや表に出せないものもあったりする。くれぐれも、夫婦仲に亀裂が入らないよう過度な詮索はしないでほしい。

●配偶者死亡後の年金額

新年早々物騒な表現ではあるが、この問題も避けては通れない。前段では、夫婦の合計した年金額を見てきたが、死ぬまでずっと一緒に受給額が続くとは限らない。不謹慎で、縁起でもないと言われるかもしれないが、いつかは終わる命だ。夫婦のどちらかが先に逝ったとすれば、当然に年金額は減少する。遺族年金を選択する場合でも、その受給方法の選択はそれぞれの加入履歴によって異なってくるが、何れにしても、それまでの夫婦合計の金額からは大きく減少することは避けられない。そして、配偶者死亡後の年金受給額を「夫サラリーマン」「妻専業主婦」の場合、それぞれの年金受給額を比較すると、夫に先立たれた後の妻の受給金額の方が明らかに少ない。夫婦の年齢が同年齢だったとしても、平均寿命からすると女性の方が5・6年は長生きする。長生きはもちろん良いことだが、その後の妻独りでの生活を考えると、それなりの貯えや生命保険金などで補う必要が出てくるかもしれない。

それを回避するには、旦那様を大事にしたり、大切に大切に接し、平均寿命よりも5・6年は長生きしてもらい、あちらに旅立つ時期を一緒にすれば良いのではないだろうか…!?これって、「名案」なこと？それとも、迷案…!?

●現状把握後の対策

ばかばかしいことも書いていたら、もう余白が残っていない。どちらかと言えば、問題を把握したことから重要なのだが、残りの余白ではとてもじゃあないが、対策は語れない。新年早々、行き当たりばったりで申し訳ないが、迷いもまた楽しである。ところで、先月号の宿題をやっていた方も、それで終わりではない。いよいよ、ここから問題解決のための対策を考え始めるのだ。それでは、来月号にこの期待を…。